平成２３年（フ）第５号
鹿児島県鹿屋市輝北町下百引24番地１
債務者　田元　亜季
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第６６７号
奈良市右京２丁目３番地　平城第２団地24―406
債務者　大城　通子
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７２４号
奈良市南城戸町57番地　矢野アパート201号、申立時の住所奈良市南魚屋町９番地
債務者　岡本　敏和
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６２０号
青森市大字平新田字森越12番地149
債務者　桑田　圭司
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２１号
青森市大字平新田字森越12番地149
債務者　桑田　陽子
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号
福島県いわき市郷ケ丘１丁目２番地の７
債務者　佐々木久美
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１８号
福島県いわき市中岡町５丁目５番地の１　市営住宅74―５―241
債務者　緑川　　泉
１　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第９７２５号
大阪市淀川区塚本２丁目18番19号イチビル603号
債務者　今井　啓代
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８００号
大阪府茨木市大池２丁目32番15号
債務者　松田　幸浩
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８０７号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番15―610号
債務者　新谷　茂生
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８１９号
大阪府八尾市東山本新町２丁目３番３号　東山本ハイツ228号
債務者　廣瀬　　繁
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８７７号
大阪府八尾市北本町４丁目２番13号
債務者　森下　滝欽
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５号
大阪市東淀川区北江口４丁目18番８号
債務者　竹澤　亜紀
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０号
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―209号
債務者　藤重　義弘
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１９号
大阪府守口市佐太中町４丁目８番１号
債務者　叶　　幸司
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１１号
大阪府門真市上島町38番３号
債務者　堀井　洋之
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８３号
大阪府箕面市桜井１丁目27番43号
債務者　水澤慎太郎
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８７号
大阪府八尾市本町６丁目９番11号　グレースハイツ101号
債務者　藤田美智子
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部